豊中市立第十七中学校校 長 冨士原 智予

「新型コロナウイルス感染症」にかかる対応について(お知らせ)

平素から本校の教育活動にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

さて、これまで新型コロナウイルス感染症にかかる対応については、ご家庭でもご協力いただき、PCR 検査を受けることになった場合は、学校にご連絡いただいております。

すでにお知らせしております内容と同じになりますが、下記のとおり引き続きご対応いただくようご協力をお願いいたします。保護者のみなさまにおかれましても、お子さまの健康状態の把握ならびに感染予防の指導についてご理解、ご協力をお願いいたします。

記

- ○お子さま本人に発熱などのかぜ症状がある場合
 - ⇒ 自宅で休養させてください。出席停止とします。
- ○同居のご家族に発熱などのかぜ症状がある場合
 - ⇒ 本人に、発熱などのかぜ症状がなくても、登校させないようにしてください。 出席停止とします。
- ○お子さま本人または同居のご家族が PCR 検査を受けることになった場合
 - ⇒ 速やかに学校へ連絡をお願いします。
 本人に、発熱などのかぜ症状がなくても、登校させないようにしてください。
 出席停止とします。
- ○「出席停止」について
 - ※ お子さま本人に発熱等かぜ症状がある場合は、感染が疑われるため「学校保健安全法第19条」 の規定に基づき「出席停止」とします。
 - ※ お子さま本人に発熱等かぜ症状がなくても、同居家族内に同症状が見られる場合についても、「出席停止」とします。

学校保健安全法 第 19 条(出席停止)

校長は、感染症にかかつており、かかつている疑いがあり、又はかかるおそれのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。